

明 児 号 外  
平成 25 年 (2013 年) 6 月 14 日

医療機関等 様

明石市長 泉 房穂  
(公印省略)

### 子どもに対する医療費助成制度の改正について(お知らせ)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は本市福祉医療行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、明石市では平成 25 年 7 月 1 日から下記のとおり、子どもに対する医療費助成を拡充いたしますので、よろしく申し上げます。

また、制度改正のポスターを作成しましたので、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

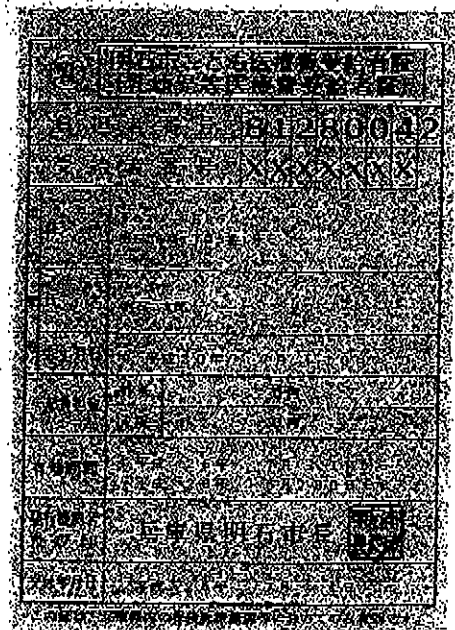
#### 記

#### 1 改正の要旨

中学3年生までの入院・外来にかかる医療費について、医療保険各法の給付が行われた場合において被保険者等負担額に相当する額を全額助成し、所得制限に関しても撤廃します。

また、名称を「乳幼児等医療費助成」から「子ども医療費助成」に変更します。

負担者番号は「81280042」(法別81)のまま変更なく、受給者証の名称は「明石市子ども医療費受給者証(乳幼児等医療費受給者証)」と記載しています(右図参照)。



担当：明石市子ども未来部 児童福祉課  
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
Tel. (078)918-5027 Fax. (078)918-5650